

①-1 介護保険料決定通知書（表紙・裏表紙）

再発行不可

上下と右側がミシン目になっており、この部分を切り取って中を読む形式です。

裏表紙

表紙

年度を確認してください
（4～7月は令和7年度、
8～3月は令和8年度）

料金後納
郵便

860-8618
熊本市中央手取本町
1番1号
介護 太郎 様

「本算定」か確認して
ください
※「仮算定」は不可



000006-202506280000000006

特別徴収（年金天引き）の方へ

〔本算定〕

令和7年度

熊本市介護保険料決定通知書

（お問い合わせ先）

この通知書や保険料の計算・金額の根拠（賦課）に関すること

中央区役所 福祉課

〒860-8618

熊本市中央区手取本町1番1号

電話 096-328-2311

※ 8月1日～15日頃は、お問い合わせが大変混み合います。
裏表紙に記載の二次元コードから「よくあるご質問」を
ご確認ください。可能なかぎり、お問い合わせ時期の
分散にご協力をお願いいたします。

介護保険課

電話 096-328-2347

保険料の納付や還付金に関すること

国保年金課

電話 096-328-2270

【よくあるご質問について】

介護保険料に関するよくある
ご質問とその回答を熊本市ホー
ムページに記載しています。
こちらの二次元コードからご確
認ください。



こちらから
アクセス

【還付金詐欺に注意!!】

市役所の職員を名乗り、還付金の手続きにつ
いての電話が多数発生しています。
市役所から電話にて還付金のご案内をするこ
とはありません。このような電話があった場合
は一旦電話を切り、ご家族や警察にご相談くだ
さい。

この通知書は各種手続き（高齢者向け定期
予防接種の自己負担免除申請等）に使用でき
る場合がありますので大切に保管してくださ
い。予防接種については感染症予防課
（096-364-3189）までお問い合わせください。

【審査請求等について】

この通知書や納付に関することは、表紙に記載のお問い合わせ先
にお尋ねください。

なお、この処分不服がある場合は、処分があったことを知った日
の翌日から起算して3カ月以内に、熊本県介護保険審査会に対して審
査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起
算して1年を経過した場合は、この限りではありません。

なお、この処分については、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、
当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起
算して6カ月以内に、熊本市を被告として（訴訟において熊本市を代
表する者は熊本市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起するこ
とができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日
から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。）、た
だし、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁
決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3カ月を経過しても裁決
がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避
けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

熊本県介護保険審査会

〒862-8570 熊本市中央区永楽寺6丁目18-1

熊本県庁 認知症施策・地域ケア推進課内

10.5 c m

○決定通知書は色が3種類あり、保険料の支払い方法によってかわります。

- ① 緑色・・・年金から天引きされる特別徴収
- ② 青色・・・口座振替
- ③ 茶色・・・代理納付（生活保護）

ほとんどの方が ①（緑色）の特別徴収です。①～③は説明文の内容が少し違
いますが、所得段階が記載されている場所は同じです。

このページの無断転載及び複製
等の行為はご遠慮ください。

①-2 介護保険料決定通知書

再発行不可

「1～3」段階は非課税世帯

令和7年度 熊本市介護保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書

令和7年度分の介護保険料額が次のとおり決定しましたので通知します。 令和7年7月29日
つきましては 令和7年度分・令和8年度分(令和8年4月・6月・8月)の介護保険料について、次のとおり年金から特別徴収しますので通知します。 熊本市長

被保険者番号	0000000006
被保険者氏名	介護 太郎
特別徴収義務者	厚生労働大臣
特別徴収対象年金	老齢基礎年金
算定日	令和7年6月28日

※この通知書は、令和7年6月28日時点の資格に基づいて作成しています。資格等の変更が生じた方へは、別途翌月以降に変更通知書を送付します。

令和7年度に納付する介護保険料額	76,800円
------------------	---------

(期別保険料額)

月期	特別徴収	普通徴収	普通徴収の納期限
4月期	12,800		
5月期			
6月期	12,800		
7月期			
8月期	12,800		
9月期			
10月期	12,800		
11月期			
12月期	12,800		
1月期			
2月期	12,800		
3月期			
小計	76,800		
合計	76,800		

- ・今回決定した令和7年度の介護保険料(年額)から、4月期・6月期の金額を差し引き、残りの金額を8月期以降の偶数月に割り付けます。(100円未満の端数は10月期割付)
- ・年金保険者(日本年金機構等)から送付されている「年金振込通知書」に記載されている介護保険料とは金額が異なる場合がありますが、本通知の介護保険料が新たに決定したものです。

(年金天引き日)

令和7年4月	令和7年4月15日	令和7年10月	令和7年10月15日
令和7年6月	令和7年6月13日	令和7年12月	令和7年12月15日
令和7年8月	令和7年8月15日	令和8年2月	令和8年2月13日

3

保険料の算定	あなたの所得段階	5段階です
保険料算定期間	月数①	所得段階
R 7. 4 ~ R 8. 3	12	5
③ 減免額	④ 保険料積算額 ②×①÷12	確定保険料額 ④-③
0	76,800	76,800

なお、100円未満の端数については10月期に加算します。
保険料所得段階表は、2ページをご参照ください。

賦課の根拠

世帯	本人	合計所得金額 公的年金等収入金額
課税	非課税	42,228 934,759

- ・所得の申告がない方は、仮の所得段階として非課税世帯であれば3段階、課税世帯であれば5段階として計算します。
- ・「世帯」とは、原則として、4月1日現在での住民基本台帳(住民票)の世帯をもとに算定します。(ただし、4月2日以降に市外から転入された方や65歳に到達した方は、その年度はそれぞれ転入日・65歳到達日現在の世帯となります。)

令和8(2026)年度の介護保険料特別徴収(仮算定)について

あなたの令和8年度分(4月・6月・8月)の特別徴収(仮徴収)額は次のようになります。
(令和8年の2月に年金から天引きされる介護保険料と同額です。)

令和8年度特別徴収額(4月)	12,800
令和8年度特別徴収額(6月)	12,800
令和8年度特別徴収額(8月)	12,800

特別徴収額の平準化のため、8月期の特別徴収額を変更する場合があります。

介護保険料の減免

- 保険料所得段階が第2段階・第3段階の方は、次の1～5の全ての要件に該当すれば、申請により第1段階相当額に減額する制度があります。

1. 世帯の年間収入見込額(給与・年金・事業収入等全ての収入)が減免基準額を超えない方。
2. 市民税(住民税)を課税されている方の健康保険の被扶養者となっていない方。
3. 預貯金額が減免基準額を超えない方。
4. 居住用以外に処分可能な土地・家屋を有していない方。
5. 介護保険料の滞納がない方。

- また、世帯の生計維持者が災害により損害を受けた場合や失業・死亡などの理由により収入が著しく減少した場合など、申請により介護保険料を減免できる場合があります。詳しくは、各区役所福祉課までお問い合わせください。

(減免基準額)

	収入基準額(年額)	預貯金基準額
単身世帯	100万円	200万円
2人世帯	150万円	400万円
3人世帯	200万円	500万円
4人世帯	250万円	500万円
以後1人増えるごとに50万円加算		

※障害者加算：世帯員に生活保護による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)別表第1第2章の2の規定に定める障害者加算の対象者がいる場合は、同基準に基づき算定した額を収入基準額に加算します。

4

対象者の所得段階はこのページの右上に記載されています

このページの無断転載及び複製等の行為はご遠慮ください。

② 介護保険料納付通知書（冊子形式）

17.5 c m

10 c m

860-8618 郵便区内特別
熊本市中央手取本町
1番1号
介護 太郎 様

000107120242024000000000101050600000001009

令和7年度 熊本市介護保険料のお知らせ

算定日 令和7年6月28日

この納付書は令和8年(2026年)5月31日まで使用できます。(ただし、郵便局については納期限

以下の記載内容になっているものが有効。記載内容が異なるもの（仮算定）は不可。

※この通知書は各種手続き（高齢者向け定期予防接種の自己負担免除申請等）に使用できる場合がありますので大切に保管してください。予防接種については感染症予防課（096-364-3189）までお問い合わせください。

令和7年度対象分 介護保険料明細書

被保険者番号 0000000002

被保険者氏名 介護 太郎

あなたの所得段階は

5 段階

です

（保険料算定基礎）

決定理由

当初賦課（本算）

	保 険 料 算 定 期 間	月数 ①	所得 段階	保 険 料 年 額 ②	保 険 料 積 算 額 ②×①÷12
㊦	Ⅱ 7. 4 ～ Ⅱ 8. 3	12	5	76,800	76,800
㊧	減 免 額				0
	確 定 保 険 料 額 (A - B)				76,800

【保険料の算定】

あなたの保険料所得段階は、令和6年中の所得状況などをもとに算定した結果、5 段階となります。

世帯の構成

世帯	本人	合計所得金額 公的年金等収入金額
課 税	非課税	184,405

年度を確認してください
（4～7月は令和7年度、
8～3月は令和8年度）

「1～3」段階は
非課税世帯

5ページ目

③ 介護保険料納入通知書

年度を確認してください
(4～7月は令和7年度、
8～3月は令和8年度)

860-8618
熊本市中央手取本町
1番1号

郵便区内特別

令和 7年 7月 29日

介護 太郎 様

(000022)

熊本市長



介護保険料 納入通知書

介護保険料の決定の通り決定しましたので通知します。

令和 7年度 (令和 7年度賦課分)

被保険者番号 0000000002 被保険者氏名 介護 太郎

賦課の根拠

世帯	本人	合計所得 年金収入	所得段階
非課税	非課税	730,181 1,577,321	第3段階

年間保険料	49,536 円
仮徴収額	49,536 円
差引保険料	0 円

これまでの保険料納付等

徴収方法	特別徴収
特別徴収義務者	厚生労働大臣
特別徴収対象年金	老齢基礎年金

これから保険料納付等

徴収方法	普通徴収
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

保険料算定の基礎

期 間	段階	月数(前半:後半)	基準額	保険料額
4月～3月	03	12	49,536	49,536
合 計				49,536

月	保 険 料	普通徴収の場合の 納 期 限
4月	特別徴収 43,500	令和 7年 4月 30日
5月		令和 7年 6月 2日
6月	普通徴収 6,036	令和 7年 6月 30日
7月		令和 7年 7月 31日
8月		令和 7年 9月 1日
9月		令和 7年 9月 30日
10月		令和 7年 10月 31日
11月		令和 7年 12月 1日
12月		令和 8年 1月 5日
1月		令和 8年 2月 2日
2月		令和 8年 3月 2日
3月		令和 8年 3月 31日
計	49,536	
合 計	49,536	

問い合わせ 中央区役所 福祉課
熊本市中央区手取本町1番1号

TEL: 096-328-2311

(審査請求等について)

この決定に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。

(熊本県介護保険審査会 〒862-8870 熊本市中央区水前寺本町1-8-1 熊本県庁 2階22号室 電話 096-335-2218)

なお、この処分については、審査請求に対する裁決を経た場合に限る。当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本市を被告として(訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。)。

ただし、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の進行により著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

通知書番号

2

④介護保険料額変更通知書

年度を確認してください
(4～7月は令和7年度、
8～3月は令和8年度)

862-0970
熊本市中央区

郵便区内特別

令和 7 年 7 月 1 9 日

様

熊本市長



~~~~~

### 介護保険料額変更通知書兼特別徴収中止通知書

令和 7 年度分の介護保険料の特別徴収を中止し、次のとおり  
変更しますので通知します。

令和 7 年度 (令和 7 年度賦課分)

被保険者番号  
被保険者氏名

賦課の根拠

|     | 世帯  | 本人  | 合計所得<br>年金収入 | 所得段階 |
|-----|-----|-----|--------------|------|
| 変更前 | 非課税 | 非課税 | 0<br>436,667 | 第1段階 |
| 変更後 | 非課税 | 非課税 | 0<br>436,667 | 第1段階 |

増(

変更理由 転出  
変更年月日 令和

変更後の欄が「1～3」段階  
は非課税世帯

年金からの特別徴収となります。

|       |           |
|-------|-----------|
| 算出保険料 | 23,040 円  |
| 減免額   | 23,040 円  |
| 年間保険料 | 0 円       |
| 既通知済額 | 23,040 円  |
| 差引保険料 | -23,040 円 |

これまでの保険料納付等

|      |        |
|------|--------|
| 徴収方法 | 特別徴収   |
| 特別徴収 | 厚生労働大臣 |
| 義務者  |        |
| 特別徴収 | 老齢基礎年金 |
| 対象年金 |        |

これから保険料納付等

|      |      |
|------|------|
| 徴収方法 | 普通徴収 |
| 特別徴収 |      |
| 義務者  |      |
| 特別徴収 |      |
| 対象年金 |      |

#### 期別保険料額

| 月   | 変更前保険料 |      | 変更後保険料 |      | 普通徴収の場合の<br>納期限 |
|-----|--------|------|--------|------|-----------------|
|     | 特別徴収   | 普通徴収 | 特別徴収   | 普通徴収 |                 |
| 4月  | 9,400  |      | 0      |      |                 |
| 5月  |        |      |        |      |                 |
| 6月  | 9,400  |      | 0      |      |                 |
| 7月  |        |      |        |      |                 |
| 8月  | 100    |      | 0      |      |                 |
| 9月  |        |      |        |      |                 |
| 10月 | 1,540  |      | 0      |      |                 |
| 11月 |        |      |        |      |                 |
| 12月 | 1,300  |      | 0      |      |                 |
| 1月  |        |      |        |      |                 |
| 2月  | 1,300  |      | 0      |      |                 |
| 3月  |        |      |        |      |                 |
| 過年  |        |      |        |      |                 |
| 過々年 |        |      |        |      |                 |
| 計   | 23,040 |      | 0      | 0    | 差引増減額           |
| 合計額 | 23,040 |      | 0      |      | -23,040         |

|       |  |    |      |
|-------|--|----|------|
| 金融機関名 |  | 種別 | 口座番号 |
| 口座名義人 |  |    |      |

#### 保険料算定の基礎

| 期 間       | 変 更 前 |    |        |        |        | 変 更 後 |    |        |        |        |
|-----------|-------|----|--------|--------|--------|-------|----|--------|--------|--------|
|           | 段階    | 月数 | 基 準 額  | 算出保険料  | 減免額    | 段階    | 月数 | 基 準 額  | 算出保険料  | 減免額    |
| 4 月 ～ 3 月 | 01    | 12 | 23,040 | 23,040 | 0      | 01    | 12 | 23,040 | 23,040 | 23,040 |
| 変更前期間     |       |    |        |        | 保険料額   |       |    |        |        | 保険料額   |
| 4 月 ～ 3 月 |       |    |        |        | 23,040 |       |    |        |        | 0      |

問い合わせ 中央区役所 福祉課  
熊本市中央区手取本町1番1号

TEL: 096-328-2311

#### (審査請求等について)

この処分不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。

(熊本県介護保険審査会 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 熊本県庁 認知症対策・地域ケア推進課内 電話 096-333-2218 )

なお、この処分については、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本市を被告として(訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。)

ただし、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続きの統行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

通知書番号

このページの無断転載及び複製  
等の行為はご遠慮ください。